(日刊) (明治四十一年四月八日第三種郵便物認可) 明治四十一年九月二十五日 京城新聞 (金曜日) 第七十號 ( )

京城新聞

●韓國に於ける我官民の衝突（外交時報轉載）

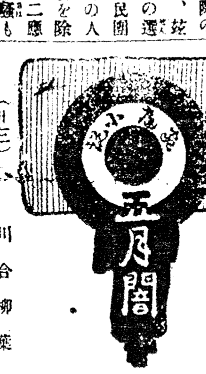
學習院學士 松宮春一郎

鼓膜に感ずる所頗る面白からざるも近頃韓國に於て注意を値する問題は我官民の衝突なりとす、保護國に於ける母國官民の衝突とは列國の手前に對し洵に以て愧かしき譯なるも、現はれたる事實は官民の衝突たるを打消すに由なきぞ遺憾なるそれ〳〵事の次第は別に記述せる如く（掲稿韓國時報參照）從來居留民團の長官は居留民會の選擧せるものなるを、突然之を改正し、爾後統監之を任免することゝ爲せるに對し居留民は飽迄此改正令の撤廢を希望し貫徹するにあらざれば止まざるの勢を呈せるは是れ今より三年前なる明治三十八年我政府は帝國議會の協贊を經法律の形式を以て居留民團法を發布せら、而して外國に於ける我專管居留地其の他の居留地に在留する帝國臣民の狀態により、外務大臣に於て必要ありと認むる時は、一定の地域內に居留民團を設立して之を法人と爲し公共の事務を處理せしむるを得ることとし、居留民團を形成居留民會及吏員の組織等施行上の細則令を以て之を定むる旨を規定せり、此法律の精神により其實施を第一に試みたるは韓國に於ける我居留地にして統監府令を以て之を規定せり、該規定は居留民團を代表し行政事務を擔任すべき民長は居留民會に於て之を選擧し統監の認可を受くべきものたるを命せり、民長許否の權は收めて統監の掌中に置くと雖、尙ほ我內地の市町村と同樣に在外の居留民團にも自治の權を與へたるを瞭也固より市町村長の選擧は法律の規定する所に據り居留民團民長の選擧は命令を以て定むるが故に其間に多少の差異あるは疑ふ可らざるも、苟も一旦與へたるものは容易に解ふべきにあらざるなり、果して然らば統監府が民長の選擧を更めて官選と爲したるの理由焉くにあるか、吾人は詳密にして確實なる理由を未だ聞くなきも、統監府側より出たる材料なりとて傳ふる所によれば、凡そ二個の理由を數ふるが如く見ゆ、一は選擧より來る軋轢の弊害を除かんが爲め二は民長の俸給支出を民團より免れしめんが爲めなりと、今茲には順序をかへ第二の理由より檢察せん、民長の官撰は居留民の負擔を輕からしむる果して若干ぞ、京城、仁川、釜山、平壤、元山、大邱、木浦、鎭南浦、群山、馬山等の各民團の經費を一瞥するに、役所費、教育費、土木費、衛生費、雜支出等の中役所費第一位を占む、役所費が經費中の巨額を占むるは民團の經營發達の上に顧み決して輕視すべきにあらず、能ふ可くんば之を教育土木衛生等の費に轉用せんこそ望ましけれ、然れども民長の受くる所は役員費の一部にして全部にあらず、加之民團が民長俸給の支出を免るゝは官吏にして嘗て民長たる場合に限らる、而して官吏を民長に兼任せしむるは特殊の場合のみに行はるゝと云ふに於てをや、依此觀之民長の官選が民團の經費を節約し得ると云ふは附加への理由と見る外なかるべし、然らば第一の理由たる選擧より來る軋轢の弊害を除かんが爲めとは如何、吾人は實際の有樣を觀て民長選擧に伴ふ弊害を知る、茲に擧示する迄もなく平壤、大邱、龍山等の選擧騷は極めて近き出來事也、又居留民團の選擧せる民長には如何はしき醜附の人物もありしやに取沙汰す、此種の弊害を除去するが爲めには民長の官選は一應も二應も尤もなる手段ならん、官選には選擧騷も伴ふとなく又斯くて任命せられたる人物には醜附等の者は無かるべし、統監府の注意を民團の此問題に[illegible]諒とせざる者あらん、然れども過ぎたるは及ばざるよりも誤りの大なるとなきにあらず、民長を官選と爲さんとするは此過ぎたる者に屬せずや、官選によりて一弊を除き得んも、亦官選によりて更に新に諸種の弊害を惹起するを如何せんや、民長の官選によりて民團の清淨と健全とが保ち得らるゝと推する如きは、餘りに世の事情に通せざるの觀にありて爲す事なきに苦しみつゝあるも甚し、批評家が今回の改正を以て南山金筋銀筋の諸君子の暇潰しの小刀細工なりと云ふも恐らくは答ふるに辭なからん、吾人と雖も韓國の居留民團が自治の資格を完備するものなりとは認むる能はず、釜山仁川てう發達の歷史を有するなれ、京城を首め其他の民團は「俄か集り」に過ぎず「俄か集り」の人々が自治体を組成し立派なる働作を爲さんとするは容易に望むべからず、然れども若し彼等をして自治を爲さしめんと欲せば其が習練を爲さしめざる可らず、自治の資格を具ふるを待つて自治の權能を與へんと云ふは、游泳の術に達して後に水に入るを許さんと云ふに均し、吾人は多少の不滿足あるも民團をして習練を積ましめ早く自治の完全なる働作を爲さしめんと欲する者也、民長の官選は自治の制限たるには相違なきも、自治の亡滅には非ずと言譯する者もあるが如し、夫れ或は然らん、然れども民長は單獨の施行機關なるが故に其職責職權の民團に關する所頗る大也、此民長にして官選たる以上自治の精神何存し得ると云ふ乎、統監政治は文明式也而して文明式の御役人と神經至つて過敏、公團体に向ても、私團体に向ても、公人の所爲に對しても、私人の所爲に對しても、監督の範圍を脫して干渉の境域に進むに似たり、吾人は官に韓國に在る者の三思を願ふ。

俳句 白露集

七印●

蟬丸の掠ゐや啼きり〳〵す　櫻水
胡歌綿々山月高し砧かな　松花
村酒三合月の軒端の糸爪かな　同
秋の暮鉦鼓寂しき如來堂　可醉
松風を聽夜の友や鳴く河鹿　松花
風さつと聲さゆる河鹿かな　三瓢
戀聲三尺我の友なり啼く河鹿　松花
入寂の織柏つ跣や河鹿啼く　可醉
禰語る座の夜長し世捨人　可醉
浮か[illegible]と更る夜長し[illegible]世哉　湖東



（廿三） 川合柳葉

御室侯爵は家扶の大山豊春を連れて、豫定の如く靜岡で名古屋に二兩日を遊び、七月[illegible]日本は世界の大公園で、京都は日本の大公園である、殊に其の東山は京都の勝景の中でも絶景で、嵐山と並び稱せられて歌に詩に名ある舊伯の筆に寫さるゝことも屢々あるのである。中村樓は此の名山を我物顏に、四季折々の風情を坐らに眺望すべく構へられて、就中避暑などには有得べからざる勝所である。御室侯爵は、着京された翌日から三年振の風光を愛ではやさ朝未明から大山を供に今日も今日もと所々の勝景を探られ、殆ど五日ばかりと云ふもの、朝出て黃昏頃に歸館するが例であつた。

其の故でもあるまいが、病氣は殆ど忘れた如く、服藥も時としては忘却さるゝ程で、侯爵は固より大山も太く打喜ぶのであつた今日も例の如く誰乎彼時にガラ〳〵と俥の音勇ましく歸つて見らるゝと、宇治なる御舍弟雅致が遊びに來て、其歸りを待受けて居つたので、見より機嫌克く、

「能く來たね、あの翌は來るかと思つて待つて居たが、正午頃まで待つても來ないもんだから、久し振りで方々が見物したいので、到頭正午から大山を連れて出掛けて了つた、歸つて聞くと來なかつたと云ふから奈何したか知らと思つてたよ、どうだなかなか暑いぢやないか。」

「はい、彼の翌日に尋ね致そうと思つて準備をして居る所へ俳諧の宗匠が來たもんですから、それに腰を折られて到頭失禮しました、如何です御容子は大層御勢が宜いやうぢやありませんか。」

「うむ、矢張運動せんけりや不可ないよ、東京を出てから未だ漸く一週間ばかりだが病氣を忘れたほど快くなつた、この樣子なら、一二ヶ月も滯在爲やうものなら、必然全快するだらうと思つて、今日も大山と話して笑つた事だ。」

「れ前近頃俳句を始めたのか。」

「はい、一昨年頃から始めました。」

「どうだ少しは面白い句が詠めるやうになつたか。」

「十句詠むで、七句位までは撰ける句があります。」

「ふむ、そりやなか〳〵巧いね、だが碌な宗匠でないのだろう、だから那麼に撰けるのぢやないか。」

「[illegible]宗匠は山川孤帆と云つてこの京都ぢやなか〳〵有名なものですよ。」

「すると京都から宗匠が出掛けるのか……では何日一日其の宗匠を招んで俳筵を開いて見るかね。」

「では兄上も俳句をれ詠みなるのですか。」

「れ詠みになるのですかとは失敬な、玉虫と云ふ俳句の雜誌には、母號予の句が載つてるから見るが可い、予ばかりぢやない大山も下手な宗匠位な句は詠むぞ。」

「へゑ、大山もですか、では恁う致しませう、宗匠の宅は南禪寺の側ですが、實に畵に描たやうな景色の好い所ですから、私が通知して準備を爲せて置きますから散步ながら出掛ける事に爲ませう、眞個四條派の山水にでも有りさうな宅ですよ。」

「然うか、それぢや前から日を極めて報知せて置くが可い。」



▲無料紹介欄▼

人事部

年廿二才中等教育有商業の經驗も有會社又は通勤商店員に雇はれたし 姓名在社

午後四時より九時迄の間にて韓語通譯に雇はれたし 氏名在社

當年十七才市內に確固たる保證人有り銀行會社役所等に雇われたし但し給仕小使にても宜しく候 氏名在社

求婚 仁川某會社員廿九血正無係累收五十才体健普通教育ある廿歲前後の女貧富身分不問內助の賢妻 姓名在社

十七男高小補習卒業夜間勉學し得る給仕小僧に雇れたし 氏名在社

年十七、高等小學校卒業官衙及銀行會社等へ雇はれたし確實保證人あり 花園町三 靑木昌治（廿三）

當年貳十六才中學卒業後支那高等師範出身未有望なれば職別及び俸給を問はず市內に保證人あり而繁忙しからず 姓名在社（廿四）

年廿二才中等教育あり夜間八時頃より[illegible] 姓名在社（廿六）

●被雇度 旅館又は料理店の帳簿員を望む保證人あり 氏名在社（廿五）

●雇れ度 中等教育を受け多年貿易業に從事したるもの年三十才會社又は商店へ雇れ度確實なる保證人を有す 姓名在社（廿七）

內地某開港地にて多年個人商業經營の經驗あり當地知名の士に友交多し相當の人と共同事業を望む 氏名在社（廿八）

內地より商品を引くの便あり當地にて確なる人と協同事業を起したし但信用ある商店へ届れてもよし 保證人有 姓名在社（廿九）

●傳授 謎講製造法秘訣傳授したし 姓名在社（卅一）

韓語に精通し飜譯の經驗ある青年事業家の事務員又は語學教師として雇はれたし薄給不厭地方出張所可 氏名在社（三二）

●女記者 一名至急雇入たし希望者は履歷書携帶申込あれ [illegible]日報社（三三）

「十四五の女家事手傳へに至急雇ひたし 氏名在社（三六）

●旅館か料理屋の帳場に被雇たし 姓名在社（三七）

●被雇度 年齡三十朝鮮語に至極熟練の者にて普通教育ある者 氏名在社（四一）

●求職 年齡卅歲中等教育を受たる男子會社の事務員及商店の記帳方に雇れたし但通勤にても宿家にても宜し 姓名在社（四二）

●人を搜す 旭町一丁目に住する遠藤といへる人にて玄睽運と鏞山を出願せる方に至急面會したし 泥洞 玄ツル子（四〇）

●求職 体健の青年高等教育あつて韓語に通ず相當の給料にて就職を望む但し確實なる保證人あり 姓名在社（二九）

物件部

貸家 間四二間半二階建長屋上六疊二間下店八疊二間臺所押入建具付月四十圓 明治町日韓印刷會社

貸家 二階建新築長屋上六疊四疊下六疊二疊臺所押入疊建具付月二十三圓 明治町日韓印刷會社

貸家 二階建長屋上六疊下四疊半に臺所及押入あり疊建具付家賃一ヶ月十五圓 明治町日韓印刷會社

貸家 平家建長屋五疊半一間外臺所押入あり疊建具付家賃一ヶ月八圓 明治町日韓印刷會社

●二階貸間 長谷川町眺望佳絶賄付にても應す 同町一丁目 佐々木

●自轉車 中古格安にて至急賣却したし 氏名在社（三四）

貸家 旭町大韓日報社前家賃八圓と九圓の疊建具付貸家四軒あり 南山町二 曾我（三五）

●借地 明治町三丁目憲兵隊附近にて二十坪餘の貸地を求む（但表通にて可） 京城本町八丁目 吉田傳次（三八）

非對等論

韓人增長せしむ可らず

被保護國とは如何なるものなりや、保護の意義如何を見る可なり、然るに帝國の韓國に對する事を知りて見るに、政府も國民も保護國の眞意義を没却するの嫌ひなからずとせず、口を開けば日韓國交の親善を叫び、使節や觀光客を待つこと同等になし、殆ど對等國と扱ふ所なきの觀あり、斯の如きは保護統治上の效果を收めざるべきものなりや、之れ決して保護統治の妙諦を得たるものにあらず、蓋し此對等待遇の間に伏在する弊を思はざる可らず、今に於て保護關係の意義を明にし、對等的待遇を止むるは、將來の統治に緊要の事なりとす。

余輩は韓國民を優遇するを絶對に非難するものに非ず、韓國の使節や觀光客を優待するを以て誤れりと云ふものに非らず、日韓兩國民の親善の便宜として深く囑望するものなり、然も是れ保護國たる意義を明にせざる可らずと云ふ事なり、韓國民を優待するも、兩國民の親善を計るにも、對等の意味を撤して恩惠的に爲すべきものなりとす、總て於て我の優遇歡待は全く恩惠的のものなるを韓國民の腦裡に徹底せしめざる可らず、然らざれば韓人の性格どして我優遇歡待に增長し、少しく之を缺く場合には直に不平を抱き、我に對して不快の擧措に出るは既に從來の例に徵して明なり、此際に當りて濫りに賞むるも甲斐なし、初より誡意を戒し置くに若かず、之れ保護國統治に於ける最要義と云はざる可らず。

人或は日はん、韓國民の優遇は統治上の必要なり、伊藤公の懷柔策も茲にあり、我皇室の韓太子に對する御優遇、我東宮殿下の韓太子に對する御愛情に見るも知るべきなりと、伊藤公の懷柔策の誤れるは余輩屢々論議して餘す所なければ今更に之を論ぜず、我が皇室及東宮殿下の韓太子に對する御待遇は決して對等の意味に非ず、純なる恩惠的なり、之を思はずして徒に同等の禮を以てせんとするが如きに至りては事理を辨ぜざるも甚だし、若し夫れ昔時に於て日韓の國交如何と云へば、年々使節を帝國に派し禮を厚ふして貢を捧納せざる可らざりしなり、所謂臣下の禮讓を存せざる可らず、今日に於て斯る事を爲すの必要なけれども、常に帝國の保護に對して厚き尊敬を拂ふべきは當然なり、然るに韓國民の帝國に對する現狀は如何、余輩は之を思ふて憮然たらざるを得ざるなり、今にして革むることなくんば他日悔るの時來らん乎。

帝國は未だ保護統治に經驗なきを以て多少の錯誤もあらん、殊に伊藤公の如き列國に對する神經過敏の政治家は此く優柔不斷に流るゝ爲に方針を誤ることも少からず、然れども英佛其他の國が保護國に對して爲したる事蹟に顧れば其間の消息は見得て甚だ分明なり、保護統治に於て何れの國か其國民に對して對等の待遇をなさんや、對等的待遇は全く保護統治の眞意義に非ざるなり。

東京電報

▲東拓株式募集法

東洋拓殖株式會社株式募集法は左の如し資本金一千万圓を二十萬株とし一株の額面五十圓とす韓國政府は田五千七百町歩を出資し其價格を三百萬圓とし六萬株を引受け公衆より募る〔株〕數は八十三萬九千八百株とし日韓人に限り〔株〕募集に應ずべきことを得申込期限は四十一年十月十二日より同月二十七日迄とす申込人は證據金一株に付二圓五十錢を添へ取扱店に申込むべし

▲日本委員持株

東洋拓殖株式會社日本側創立委員の持株は二百株とするに決せり

▲井侯益快方

井上侯の容態は益々快方なり

▲野津元帥危篤

陸軍大將元帥野津道貫伯病氣に罹り危篤なり（以上二十四日發）

雜報

●國有財産の處分

曩に國庫に移屬せられたる帝室有財産は度支部所管の下に臨時國有財産整理局に於て處理する事となりたるが同局に於て右財〔産〕の性質所在數量等を正確に調査したる上は直ちに農商工部其の他各主務部に引繼ぎ季節其の他の關係上急を要するもの丶外は直接に處分せず主務官廳をして處分又は管〔理〕せしむる筈なりと云ふ

●國有土地建物貸下規則

帝室有より國有に移屬せられたる土地建物等の貸下に關する請願は臨時國有財産整理局に於て起草中なる國有土地建物貸下規則の制定發布せらるゝ迄は此れを受理せざる旨は曩に報導したる如くなるが此の規則は度支部所管の國有財産貸下に關する事を規定するものにして整理局が貸下をなすための規則に非ず同局は此等の事務は此れを取扱はず度支部監督の下に各財務署又は財務監督局をして取扱はしむる筈なりと云ふ

●驛屯土宮庄地所管

驛屯土及び宮庄地の國有に移屬したるものは他の移屬財産と共に財産整理局の所管なりと信ぜる者多き如きも右は既に度支部に引繼を了し財務監督局をして管理せしめつゝあり其の小作に關しては從來の小作人の殷先權を認め期間を定めて小作の繼續を申告すべき旨を定められたるも文盲にして法令を解せざる小作人の事とて今に至り此れが申告をなさゞるものありたりとて今直ちに他の希望者に小作權を與へ後に至りて紛擾を來すが如きは爲政上宜しきを得たるものに非ず偶々申告するものは所謂京作と云ふべき直接の小作人に非ずして小作權の轉賣を目的とするものにして當局者も此れが處理に困難しつゝありと云ふ

●帝室債務の整理

帝室債務の整理は帝室財産の國庫移屬と共に度支部此れを處管する事となり其の事務は今回新設せられたる臨時國有財産整理局に於て取扱ふ事と定められたるが右の帝室債務は現皇帝即位以前に發生したるものに限り曩に發布せられたる規則に基き本月三十日迄に申出たるものの〔整理を〕終て國〔illegible〕し帝室債務審査會に於て審査決定したる上債權者に辯濟せらるゝものにして右辯濟の申出は本人又は正當に委任を受けたる代理人の名を以てするものなり

●旅費規則發布に就て

度支部は昨日の官報を以て外國人の旅費支給に關する規則を公布したるが其の規定する所によれば統監府官吏の支給せらるゝものに比し其の金額少なく又其の金額高等官に厚くして判任官に薄く極めて不公平なりとて韓國官廳に奉職せる官吏殊に判任官には不平の聲頗る高し

●第三回梁起鐸公判（續）

證人マーテン訊問

證人の答辯は不得要領に終り裁判長は訊問を一轉せり

（長）五千圓を貸りたるは何時なりや

（マ）一度に五千圓宛の小切手にて昨年九月より三度なりしと記臆す

（長）二萬二千五百圓を借りたるは何時なりや

（マ）數回に借りて二萬七十五百圓となりたるなり

（長）其の金を借る時ベッセルは如何なる金なるやを語りたるか

（マ）國債報償會の金なれども利率高きを以て貸與すと語れり

（長）ベッセルは其の會は何處に預けありと語りたるか

（マ）其事は語らずされどもコールブランボストウイツク銀行又はホームリンガー商會の小切手にて受取たり尚其の金は二〔illegible〕の會計に屬する旨を語りたるも深くは知らず

（長）ホームリンガー商會の方五千圓にてコールブランボストウイツク銀行の方二萬二千五百圓に非ざりしか

（マ）其の事は記臆せず

（長）其の金はベッセル一人の權限にて引出し得るものか此れに關してベッセルは何事も語らざりしか

（マ）其の事は聞かず只此の金が遊び居るを以てよき利にて貸し付けたしと語るを聞きたるのみ

（長）國債報償金の一部は毎日申報社に屬し一部は總合所に屬すと云ふ證人の借りたるものは何れに屬するか

（マ）其の事は知らず

此の時裁判長は被告人に對し證人マーテンの答ふる所は佛國語なれば今韓語を以て證人の陳述したる所を説明し聽かすべしと告げたるに梁起鐸は「私は日本語を解するを以て證人の陳述する所は通譯の言によりて了解せるが故に説明を要せず」と答へたるを以て裁判長は訊問を繼續す

（長）證人がベッセルに金を借りたるは何の必要ありしによりてか

（マ）種々の事業に着手するため殊にホテルの擴張をなすためなり

（長）負債の償却のために非ざりしか

（マ）他に負債無し

（長）如何なる事業に手を出せしか

（マ）他の事業に就ては私事にして茲に答ふるを得ず

（長）着手したる事業に關し具體的に陳述すべし

（マ）ホテルの舞踏室を新築したる如き活動寫眞を購求したる如き又地面を買入れたる如き此れなり

（長）ホテルの擴張は如何にせしか

（マ）家の建築はせざりしも家具を備へ湯殿を設け又娯樂室を作りたり

（長）二萬七千五百圓は如何なる方法にて〔illegible〕ありしや

（マ）五百圓月賦なり

（長）ベッセル上海より歸りて後既に二回返濟せりと云ふ如何

（マ）茲に領收證あり（とてポケットより出して）七月廿三日及び八月廿三日の二回返濟せり

（長）利子を拂ひたるか

（マ）よく記憶せざるも初め十八ヶ月の期限にて約束したる時三四百圓の利子を拂ひたり今は五百圓の月賦拂なれば最後に計算する事となり居れり

（長）關係者の言に據れば總合所の役員の給料に充つるため證人に貸金して利子を得んとしたるなりと證人は此れに關して知る所あるか

（マ）私に貸したる時は然りしならん利子にて總合所の經費を支辨せんとすと語りたる事ある樣記憶すベッセルより利子として百圓か百二十圓を取りに來りし事あり

裁判長の訊問は再び報償金借受當時の事に戻れり

（長）借る時は何れより先づ言出したるか

（マ）明かに記憶せざるもベッセルより先づ言ひ出したる如し

（長）明白に證言すべし

（マ）一ヶ年も經過したる事とて明かに記憶せざるもベッセルは常に私の家に來り居りたらば私より語りたるやも知らざれどもベッセルが先づ言ひ出したりと思ふ

證人の陳述は依然不得要領なりしも裁判長は追窮せざりき（未完）

●港灣檢疫に就て

內部警務局は開港場其の他港灣船舶檢疫を完全に施行せしむる爲め各地の警察官吏を召集し實地衛生講習會を開設したる事は既報の如くなるが右に關し內部衛生局長は各觀察使に對し港灣所在の警察官をして税關檢疫部と協力して檢疫を勵行し其の外國船舶に係るものに就ては當該外國領事及び船長と交渉の上圓滿に此れを遂行せしめられたき旨依命通牒を發したりと云ふ

●完興君の宴會

完興君は一昨日午後六時二十分より校洞雲峴宮內に於て宴會を催したるが來賓は日本側より副統官以下五人韓人は完順君義陽君各部大臣其の他十二三名にして日本人は午後八時退席せしも各部大臣等は久しく宴席に在りて興を極め內相度相宮相の如きは翌午前一時頃退席せり

●上水供給承認

韓國水道株式會社は上水供給に關し內規を定め曩に京城理事官の承認を求め同理事官は統監府と交渉を遂げ此れが承認を與へたるが同時に警視廳に對し同樣承認を與へらるべき旨照會を發し爾來同廳に於ても種々調査の處今回愈々此れが承認を與ふる事に決定したるが其の內容は給水料金及び給水を受くる者が會社の內規に違反したる場合及び會社の利益を侵害したる場合等に於ける違約金又は損害賠償金の支拂等に關するものなりと云ふ

●幼稚園設立計畫

前學部大臣大閔泳韶氏は今回幼稚園を設立するの計畫にて昨日午前京城庚子紀念幼稚園に參觀し之れが參考の爲め保育の狀況等精細に視察する所ありたり

●實地衛生講習會

內部警務局は全國の重なる港灣所在地警察署及び警視廳管內各警察署の衛生主任たる警部又は巡査部長十九名を召集し本月十一日より元廣濟院跡に於て實地衛生講習會を開設し藤田陸軍々醫監會長兼講師となり奥貫內部技師講師となり廿三日迄十三日間傳染病學大意、同豫防法消潔消毒法檢病的戶口調査、海港檢疫、汽車船舶消毒法、水質鑑別其の他衛生に關する諸項の實地講習をなし廿三日午前九時終了證書授與式を擧行せしが當日は岡內部次官、藤田會長、松井警務局長、廉衛生局長、奥貫講師、窪谷課長、齋藤青木兩警視其の他參列し先づ紀念の撮影をなし藤田會長の告辭ありて證書を授與し終りて岡次官、松井局長、廉局長の懇篤なる訓示演説あり閉會後松井局長一同に茶菓を饗し午後奥貫講師は幹事と共に講習生一同を引率して昌德景福兩宮を參觀したるが當日藤田會長が與へたる告辭は左の如し

第一回衛生講習會を終了證書授與式を擧行するに當り一言を以て諸子に告んとす元來衛生講習の事たる少くも三四ヶ月を費さざれば其の目的を達する能はざるものなれども目下韓國の狀況之を許さざるものあるを以て僅か十餘日を期して之を施行せらるゝ事となれり斯るが故に衛生學業中刻下焦眉の急たる傳染病豫防中殊にコレラペスト腸窒扶斯赤痢を主とし初め三日間は晝夜に亘り三十余時間の學説法會等の大意を講演し後實地に相定を設け全然其の應用を講究せしめたり加之講習中都市衛生の一部たる土壤、檢水、病院屠場、掃除等の大要より種痘及病菌採集の方法等迄をも實地に授けたり今後潜心之を研究し以て實地に應用することに勉むれば所謂運用の妙は一心に存するの境に達することを得べし如斯講習たる他に類例を見ざる所にして尚此望洋の嘆なきに非ざりしも諸子孜々勉勵其進境に伴ひ頗る要領を得るに至れり歸任後之を實地に應用するに當り細心以て事に從ひ其正鵠を失ふことなかるべし

然りと雖も衛生の事たる日進月歩の狀態にして而かも社會は復雜なり講習中の事實は昨是今非永く諸子に金科玉條たるを得ざるなり諸子宜しく其修養したる所を採り之を社會萬般の事物に鑒み又其進歩に隨ひ之を實地に適用し以て世運に後れざることを期すべし將又恐る諸子歸任の後大に知得したるの感を以て醫師に對し苟も其職權に立ち入る等の事なからんことを望む聊か婆心を述べて以て告辭と爲す

時下秋涼加餐益々其職務に精勵せられんことを切望す

明治四十一年九月二十三日

衛生講習會長

陸軍々醫監從四位勳二等功三級藤田嗣章

●有賀審査官の講話

本日午後五時より韓國特許局商標意匠令並に同施行規則に關し統監府特許局有賀審査官下仁し在仁實業家の重もなるものを集め民團役所樓上に一場の講話を爲す筈

●仁川居留地會の開會

各國居留地會は一昨日午前十時四十分より豫定の如く開會せしが議案は埋築地に關することにて殊に各國居留地先埋築要案に至りて信夫理事官と獨逸領事ドクトル、クニシュラ氏との論戰却々に激しく殆んど二時間餘に亘りて舌戰を交ねしが其の結果議案の討議は二週間延期となりたるが兎も角信夫理事官が當日の意氣は頗る旺んにて舌鋒又鋭く近來稀なる活氣ある討論なりし

●仁川民團會計檢査

仁川理事廳にては昨日午後一時より仁川民團六、七、八三ヶ月分の會計檢査を爲したり

●運送同盟會創立

仁川運送組會長立石幹、京城運送組合長中村氏及び釜山平壤等の各運送組合長の發起に係る韓國鐵道運送同盟會は昨日午後二時より仁川日本人商業會議所樓上に於て創立總會を開きたり

●大久保少將來京

滿韓出張を命ぜられたる參謀本部陸地測量部長陸軍少將大久保德明氏は同部附少佐青木實吉氏を隨へ昨日入京巴城館に投せられたり

●保野博物館長來京

東京帝國博物館總長保野琢氏は同部長今泉雄作氏と共に一昨日入京天眞樓へ投せられたり

●伯國公使の來京

東京駐劄ブラジル國公使ジイマン氏は昨朝釜山を經て同夜八時三十分南大門着の列車にて入京したり

●墺國參事官出發

滿韓視察の爲め來韓したる墺匈國大使館參事官シラワシー氏の一行は二十六日當地出發滿洲に向ふ筈

●樋口大林區署長

東京大林區署長樋口正美氏は同山林事務官補永山止郎同屬岡承粲の兩氏を從へ二十三日入京浦尾旅館へ投宿せられたり

●宮木税關長の視察

宮木仁川税關長は昨日仁川出帆の碇泊船櫻井丸に乘じ鎮南浦視察の途に上れり

公人私人

▲木村貞吉氏（太平洋漁船會社代理人）は二十二日入京天眞樓へ

▲三好藤三郎氏（水原歩兵第二十三聯隊附一等主計）は二十二日入京不知火旅館へ

▲牧次郎氏（芝浦守備隊歩兵中尉）同上

▲木原方吉氏（佐賀縣水産技師）二十二日仁川へ出發

▲池邊四郎氏（歩兵少尉）二十二日平壤へ向け出發

▲飛田清澄氏（江原農工銀行支配人）會議の爲め出京中の所二十二日歸京せり

▲佐瀬熊鐵氏（平壤礦業所理事）は一昨日來京山本旅館へ

▲長野晉氏（開城居留民總代）一昨日入京不知火館へ

▲堀田英治氏（農商務省技師）一昨日入京浦尾旅館へ

●近事片々

▲韓國唯一の特産人蔘の收穫六七年來漸を絶たず漸次收穫減少とは研究すべき問題也

▲是が爲に開城に於ける蔘作民上京して度支部に向て救治の方策を訴求せしとの事

▲蔘作民の恐慌は尤もの次第是れ開城地方の生命なり決して等閑に付す可らざる也

▲〔illegible〕

▲之に對して五千七百町歩の土地を提供す

▲之に對して別に異論なきもの丶如し然より土地を提供せしむる外望なければなり

▲鶴原君歸任の節は漸次確かなる如くに囀せらる當地出張當時の狀況は全く反對也

▲是も伊藤公の心機一轉の爲なるべし一端辭任を漏らしたる者の出戻りは些と面妖

▲統監始め統監府の諸星東京に在り統監府の首腦は東京大磯間にブラ付き居れりと

▲斯る有樣にて韓國統治の實蹟を擧げんとするは抑も難い哉と神經を悩ます者もあり

▲春畝公濟渡闕に蹤拱きて今回歸任に就ての脚色に餘念なしとの事備其脚色は如何

▲太皇帝の觀光平內閣の更迭平に頻に揣摩臆測して病氣を病む例の韓人政客等也

▲揣摩臆測すると共に全內閣の役割まで取極て只管伊公の歸任を待ち焦れつゝあり

▲井上侯の病氣も漸次輕快に赴きつゝありと先以て結構至極邦家の爲賀すべき事也

▲全快しても暫らくは靜に療養せらるべく元老の先鋒として財政容喙も出來ざらん

▲彼岸の中日も過ぎ最早本年の豐作は確實の者となる日本は二割韓國は三割の増收

▲日本は二割弱の増收は僅なりと云へば一億圓の増收也豐作の結果は隨分大なる者

▲日本の本月に於ける貿易は輸出超過百六十余萬圓あり漸くにして順潮ならんとす

▲貿易漸次順潮となり農家は豊年是で景氣も立直り來るべし是れ帝國發展の基盤也

▲太郎冠者は余程幸福兒なりとは事實也此順境に處して大に發展の計畫を爲すべし

▲南米の我移民は歡迎せらるゝと聞く鼻息荒し數年後米國の轍を踏まざるにや

▲地は廣し厚待は受けるし勞銀は高し三拍子揃て良好也と氣遣はしき將來にある也

▲神奈川縣知事の外人に對する訓令程面黑きはなし是こそ列國間に絶無の訓令也と

▲一から十迄外人の氣嫌に逆はぬやうする事横濱港民の苦屈は察すべきものなりと

▲之れ帝國對米發展の顯現なりと斷る發展策も斷案むきする小村外相の手腕を疑ふと

●鎭南浦沖の海賊 本月拾五日及び十八日の兩度に鎭南浦大同江口椒島沖（港より約二十七哩）附近に於て支那ジャンクに乘込みたる七名の海賊現はれ折柄通航の支那船を襲ひたる由なるが今其の詳報を聞くに被害船は淸國山東省蓬東縣陀島吳增順持船（九噸積）同上王仁興持船（十二噸積）同上王郭盛持船（噸數不明）の三艘にして吳增順及び王仁興の兩持船は十五日未明に鎭南浦沖西島登臺前を航行中一艘の支那ジャンク現はれ出で其の乘組員は[illegible]強奪の上衣類雜品等（價格四百六十二圓）を強奪して遠く沖合に逃失し又十八日には王郭盛持船が同附近を航行中前記の海賊現はれ同樣の手段にて現金六十圓及び雜品を強奪したるなりと賊の頭領らしき一人は年齡五十歳位にして他の六人は何れも三十位の壯夫にて船體は約七八噸積の普通ジャンクにてその二本檣は濃黑に古ばけ居るも寢室入口の蓋板は新しくして船內には小銃五挺を備へ居たるを被害者は確かに認めたりとのことなり

●均興會員の集會 廿日午後二時より東大門外塔洞の●樂殿に於て均興組合員約五十名集合し臨時會議を開催したるが先づ會頭洪宗濬演臺に上りて發言す曰く本月十八日我が漢城府の示達に依れば屠牛一頭に付新に四十錢の屠税を納付すべしとの命あるも回顧すれば今を去る四年前に於ては一頭の屠殺料一圓五十錢より以上は徵收せざる旨時の警視總監其人が宣言せし處なり然るに漢城府は既に營業税を賦課し居るにも拘らず今又更に新税を課するが如きは苛酷も又甚だしといふ可し知らず諸君は如何新税希望者は手を擧げらるべしと手を擧ぐるもの一人もなし茲に於て左の如き決議文を作り午後四時散會したり

（一）明廿一日午前八時均興組合員一同は光化門に集合し漢城府に請願書を提出すること

（二）警視廳にも同樣の請願書を提出し四年前時の警視總監が宣告せし如く其趣旨を漢城府へ通牒方請願すること

依て東部警察署に於ては會頭を召喚し多數集合して出頭する事なき樣說諭したり

●憲兵韓婦人を救ふ 事は少しく舊聞に屬せるが去る十三日午後五時十分頃黃海道新島西方沖合約二海里の所に出漁中なりし延正鉉の妻某（十七）は折柄の暴風雨の爲め行衛不明となりたるより同村の韓人七八名は早速韓船に乘じて妻女の捜索に從事せしも何分にも風雨烈しく激浪高く船體殆んど碎けん許りなる凄まじき有樣なるより到底捜索の道なく一同途方に暮れ居りしが折柄同所の憲兵隊にては之を聞きて氣の毒に思ひ一番捜索し與れ[illegible]やと上等兵二名補助員二名並びに邦人三名と共に艀に乘り込み山の如き激浪をも物ともせず諸所方々を捜索しけるに案の條一人の韓婦人彼方の浪間に漂沈しつゝありしかばソレよと許りに現場に船を進め辛ふじて救助し夫延に引き渡せしが其の際妻女は海水をば甚だしく飲み居り非常に衰弱し居りしも生命には別條なきを以て本人は勿論捜索方に從事せし村民一同も痛く憲兵等の厚意を感謝せしとか云ふ

●韓漁船の難破 去る十六日午前十時頃平安北道江界郡文玉面午洞口の渡船場より韓人十名船夫一名が大豆三石を積載し[illegible]江の中流に達せしに船は急流の爲か俄かに[illegible]込まれたりしが其の中の六名は辛うじて助かりしも五名は終に溺死せりと次で溺死者の死体は何れも流失して不明となりしが轉覆の原因は船體の小なる割合に積載量多く加へて水量常より增し居り從つて浪高かりし爲めなりといふ

●銃丸家を射る 昨朝午前七時一發の銃聲朝雲を破ると見る間もなく彈丸は飛んで盤松洞居留米國人電氣會社員チンレッチ宅の二階窓網を貫通せしが幸に怪我せし者とてはなかりしも此の光景に驚きたる家人等は狼狽て屋外へ駈出見たるに年の頃二十四五の日本人洋銃を投げ捨て一生懸命に逃げ行きたりとチンレッチは直樣其の銃を拾つて西部警察署へ斯くと訴出たるが誰れの仕業で何の遺恨なるやと非常に恐怖し居るより爾今警戒を嚴にさへすれば斯る事斷じてなしと懇々說き聞せたりと云ふ

●馴合夫婦の習 去月初旬頃新町三丁目に東京流の障子看板も何うやら景氣よく御膳しることと筆太に書いたしるこ屋ありけり此の家の夫婦といふは此間迄南山町は巴城館に奉公し居りしものなるが男女の兩人は其の時分より既に出來合ひ末はアゝして斯うしてと相談の結果兩人共無事に主人の許しを受け夫婦となり前記の所にてしるこ屋を始めしに成程其の當坐こそ仲睦まじく兩人共稼業に身を入れ居りしも根が浮氣者の寄り合なれば月日の經つにつれて兩方から脈氣が差し果ては出て行け出て行くのとお定りの夫婦喧嘩の絶ふる間とてはなかりしが結局男の方より見限りをつけ或る日自分丈の荷物をからげて家を出で其のまゝ國元へ歸つて了ひたるより女も今は何とも仕方なく家財道具を賣り拂つて此程何れへか出奔せしとかのツマラなき投書舞ひ込たり

●無法な車夫 南山町二丁目伊藤組車夫時吉才藏（二十）龍山山下町一丁目建築請負業源鍋初馬（二十）の二人は一昨夜午前一時五十分頃倭城臺參謀長官舍門前にて喧嘩を始め立廻りを演じ居る處を巡査に認められ取調べを受けたるが原因は才藏が同舍の馬丁[illegible]と云ふ

[illegible]醉なるものを訪ね來りたるも何分酒に醉ひ居るより初め馬は不在なりと應答なしたるに才殿は居らぬ筈はないと噓を吐くなベラボー奴と啖呵を切つたが抑々の始まり依て巡査は双方に說諭を加へて引分けたり

●兄の嫁を出す 光熙門統戶不詳姜大喜（二十）は昨年十一月頃石井洞召致文（五十）の娘某（十四）を嫁に貰ひ到つて夫婦中は睦き方なるも大喜の弟某は其の若夫婦の淺からぬ契りを[illegible]は堪りかね戀しい夫のあるをも打ち忘れ遂に七八日前實父の許へ歸りたるを大喜より歸宅說諭願を銅峴分署に申し出でたり

●間拔男 本町一丁目十番地豆腐商樋口金太郎が一昨日午後七時頃旭町一丁目の或る所より飲料水を運搬中會洞八十九統七戶金基男の前にて同人方の石油罐に車を衝當て爲めに石油三升斗り溢せしかば一場の爭論を惹起し果ては多くの韓人總出となりて金に加勢し金太郎は今にも半殺しにされさうになりたるより南部署へと駈つけたが最後却て散々に目玉を喰ひ其上石油の損害賠償を命ぜられて引き下りたりとは飽迄間の拔けた奴なり

診療に從事す

統監府通信管理局囑託 醫學得業士 前漢城病院內科主任 池田季雄

理事廳前角 池田內科小兒科醫院

三原有一よ 母急病所在知せ 姓名在社

●人夫の小言 一昨々日午後六時長橋統戶不詳勞働會社に於て六十餘人の人夫共同社の事務室に押寄せ有るとあらゆる文句を並べ果ては危險を加へまじき樣子なるより同社書記高東秀が銅峴分署へ斯くと訴出たるより部長一名出張して其主唱者らしき者三名を引致し嚴重に說諭を加へて引取らしめたり因に此三名の者は中部小安洞廿四統九戶崔仔先（三十）西部冶洞二十統九戶崔德基（三十）及び中部里門洞十四統五戶吳元根（三十）なるが何れも性根のよろしからざる奴共なりと

◉移轉廣告

今般業務擴張ノ爲左記ヘ移轉仕候間不相變御引立ノ程奉希候

弓打綿製造販賣 京城大和町一丁目（軍司令部通）

㊀ 深堀製綿所

●此髮が如何して切れうか 去月中に斷髮すべき筈なりしにも係らずいまだに未練の髮に引かされて長水橋人力駐車場に客待らし居りし[illegible]たるを一昨朝午前五時四十分銅峴分署の巡査發見し目玉を喰はしたり尙ほ同巡査は六時三十分頃小廣橋の駐車場にても一名の結髮ヨボを發見し懇々說諭して早速斷髮すべきを命じたり

●醉つて亂暴 皇宮警察消防夫李凡錫なるものは酒に醉ひ[illegible]二十三日午後二時半頃后洞にて金演卿といふ土地測量師が實地演習中の所に至り亂暴を働きたれば其筋に引致され醉の醒めたる後說諭を加へ放還さる

堤君に面談を望む廿六日午前九時前後來社ありたし 社內 中村

●大工道具を盜まる 日出町三十二番の一大曲和一郎建築場森卯市工場にて一昨日午後六時半より昨朝七時半までに價格六十圓餘の大工道具を盜まれたりとて昨朝其の旨屆け出でありたるが注意すべき事ども也

●赤痢 京城花園町四十番戶秋本トモ[illegible]は二十三日赤痢に罹り青坡病院に送らる

●[illegible] [illegible]て霜氣地に横はり徐ろ茸狩りの季とはなりつるが今當地附近に於ける茸の發生地を紹介しやうならマヅ初茸は奬忠壇附近の松林より新町の裏手へ掛けての一帶及び南山は旭町一丁目を上に登りし所ソレより少し踏み出した所で東大門外淸涼里の松林北門外の横手並びに光熙門外は讚江里方面へ行く一二丁の所及び東小門外の附近等なるが松茸は南山太神宮の上手及び老人亭の附近にあり幸ひ打つゞく昨今の秋晴今度の日曜日あたり腰に一瓢を携へ家人友どち相語らひて一日の茸狩に日を銷するも亦淸興深かるべし



●演藝

●壽座 本日の替り狂言は孝不孝六幕にして重なる役割は左の如し

吉田夫人（野村君子）淸水長左衛門（石井）若林初子（高尾）若林公證人（內藤）堤村長（松村）惡漢源九郎（富士井）淸井三郎（榎本）黑染金治（寺田）淸水丈太郎（佐藤）毒婦亦旅のれせき、淸水孝二郎（木村）

●白川一座 仁川歌舞伎座に於て好評を博しつゝありたる白川廣一の一行は同地を打上げ昨日歸京三たび本町座に乘り込み本日より開演することゝなれり初日の狂言は「替玉」と据はりたり

同可樂欄（四） 魚友痴史

●都々逸

▲京城日報 獨り寢覺身を奥庭に咲て飜る〻萩の花

▲大韓日報 [illegible]

▲朝鮮日日 [illegible]

▲京城新聞 [illegible]



廣告

京城居留民團立各學校幼稚園聯合秋季運動會へ左記ノ通金品寄附アリタリ

明治四十一年九月二十四日 京城居留民團民長 熊谷賴太郎

金十圓	第一銀行
金十圓	三浦彌五郎
金五圓	伊藤友松
金五圓	林田金次郎
金五圓	熊谷賴太郎
金五圓	城六太
金二圓	廣田直三郎
金三圓	森井重作
綴方帳五十	酒井又一
金一圓	見島高信
金一圓	三上豐
國旗三十枚	西崎商店
鉛筆四箱二十四打	丸天支店
金三圓	森久兵衞
金三圓	物部幸藏
金五圓	白木篤次郎
金一圓	熊井幸兵衞
金五圓	尾瀧延太郎

以上

來る廿六日正午南山公園に於て熊本縣人秋期懇親會相催候に付萬障御繰合御出席相成度候也 但會費七十錢當日御持參の事（いろは版）

發起人 市原盛宏 堀川遠太 大村保太 横田定雄 大東生八 中島定信 熊谷直亮 佐々正之 三浦茂三郎 林田茂七郎 富田六藏 小川五郎 竹內末鉉 鶴田養彥 上村正巳 工藤武城 菊地謙讓 城六太 服部靖雄 小川次郎 大橋卓爾 武田幸太郎 永田作 柚村三清 深水直 三浦篤 白木[illegible]

追て準備の都合有之可成廿五日迄に發起人又は京城日報社、京城新聞社へ御出席の旨御一報願上候

講談 西山茶話 衣川（五）

桃川燕光

元「ヘエ、別に深い譯があつて付けたのぢやアございません。對手の頭を誰でも構はず此の如意でポク／＼木魚のやうに殴ります其れで木魚流といふので……」田「馬鹿にするな、貴様のやうな奴にポク／＼殴られる者が何處の國にあるものか、眼の集る處へ球、人のことがいへるものか、貴様の方が餘ぽど氣がタジレて居る……サア宜いか」竹刀を取つて大上段に振冠つた。心得たりと元起がピタリ中段に付ける。越後二十四萬石の社家で、神影流の極意皆傳に渡つた山田左膳、[illegible]して田中などの及ぶ所ではない。ヤッといつて打下すのを体を轉して手許へ飛込み、田中といふ奴の頭をポカリ、腕が冴ゑて居るから利の宜いこと田「參つた」元「如何で」田「ウーン、どうも大層利いた」元「夫れは／＼御愁傷さま……」田「所詞をいふな……」オイ／＼中川、貴樣代つて見さつしやい、中「何だ貴公意氣地がない、ベソをかいて……乃公が打据ゑてやる。サア出ろ」元「ヘエ手前は木魚流で」中「餘計なことをいふな。サア來い」ヤッといふと二打三打、手許へ飛込んでポカリ 仲「參つた」元「如何で」中「ウムどうも利が宜い」元「御愁傷さま」中「默つて居ろ……オイ大谷、代つて御覽」大「何だへ出る者／＼もベソを掻いて……サア坊主、乃公が敵討だ、出ろ」元「……木魚流で……」大「一々いふな、木魚でも伏鉦でもそんなことは構はない、サア來い」是も二三合打合したかと思ふとポカリ 大「參つた……ウーン、中川田中」兩人「さうだ、味は」大「利き過ぎた」斯ういふ鹽梅で、出る奴も／＼ポカ／＼頭を殴られる、一段高い所に見て居りました先生、怒つたの怒らないのヒラリと飛下り 先「ヤイコレ其方の老耄れ」西「私の事か」先「貴樣だ、其方共は武藝者で左樣な姿をして打揃つて諸方の道場を荒して歩く道場荒しの曲者に違ひない、不届きな奴だ、サア出ろ」西「出ろといへば出る。併し其方は何と申す」先「ナニ」西「其方は何と申すよ」元「横柄な奴だ、衣川の館主伊達伯耆殿劍道御手直役を勤めて居る、黒川源右衛門盛次といふのは身共のことだ」西「ツムさうか、元起名詮自稱とは彼のことだな」元「如何さま左樣で」源「何だと」西「イヤ只今其方は黒川源右衛門と申したが、名は其の體を現はす、其方の顔は黒いな」源「默れ」西「アヽ左樣か、其方は面が大分黒いから、黒顔と黒顔といふ苗字があるか」源「黒川だ」西「アヽ聞いた」源右衛門怒つたの怒らないのではない。忽ち支度をすると、竹刀を取つて上段に振被る。西山公も同じくピタリと中段に付けた。

廣告

本月二十七日（雨天順延）午前九時ヨリ訓練院ニ於テ高等女學校及第一、第二小學校並ニ幼稚園聯合秋季運動會開催候條此段廣告ス

明治四十一年九月二十一日

京城居留民團民長 熊谷賴太郎

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ケ月前金卅五錢▲三ケ月拾參錢▲六ケ月前金貳圓▲郵稅一ケ月金

●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢 ▲廣告五號活字十九字詰一行金五十錢

發行兼編輯人 秋山忠三郎

印刷人 高木久馬太

發行所 京城西大門小門通 京城新聞社 電話六六三番